

診療報酬関連情報

2025年(令和7年)度 施設基準の定例報告をお忘れなく

施設基準等を届出している保険医療機関は、各種通知等に基づき、毎年8月1日現在の状況を地方厚生局長へ報告する必要があります。

提出期限は2025年(令和7年)8月29日(金)です。

近畿厚生局のホームページで確認してください。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido_kansa/shisetsu_kijun_teirei/h26-teirei-top.html

検査料・処置料の準用点数の追加、
特定保険医療材料の算定留意事項通知、定義通知の一部改正

2025年(令和7年)年7月31日 保医発0731第2号

【編注】厚生労働省は7月31日、検査料・処置料の準用点数の追加、特定保険医療材料の定義通知の改正、追加について通知しました。

適用は25年8月1日からです。下線部は追加です。

文末に「提要P.〇」とあるのは、2024年5月26日に発行した当会『社会保険診療提要』2024年(令和6年)6月改定版の該当ページです。

1.「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正(令和7年8月1日適用)

【第2章 特掲診療料】

【第3部 検査】

【第1節 検体検査料】

【第1款 検体検査実施料】

→D023 微生物核酸同定・定量検査

→エムポックスウイルス核酸検出(700点)
(160242750)(準用点数の追加)

エムポックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムポックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR法により実施した場合に、本区分の「19」のSARS-CoV-2核酸検出の所定点数を準用し、1回に限り算定する。

(令和7保医発0731・2)(提要P.506、左段上から14行目の次に追加)

販売名：ジーンキューブMPXV

保険適用希望企業：東洋紡株式会社

主な使用目的：皮膚病変、粘膜病変又は咽頭ぬぐい液中のエムポックスウイルスDNAの検出(エムポックスウイルス感染の診断補助)

【第9部 処置】

→J041-2 血球成分除去療法

(1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式に限る)、クローン病、膿疱性乾癬、乾癬性関節炎、移植片対宿主病(GVHD)又は敗血症患者に対して次のアからクまでのとおり実施した場合に算定できる。

ア～エ (略)

オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない乾癬性関節炎患者に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき2クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を限度として、5週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止する。

カ・キ (略)

ク 敗血症と診断され、集学的治療が必要な患者に対して病態の改善を図ることを目的

として行った場合であって、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、一連の治療につき3回を限度として算定できる。ただし、病態の改善により集学的治療が不要となった場合や集学的治療に反応しない場合は、中止する。

(令和7保医発0731・2) (提要P.711、右段上から3行目、下から24行目を訂正、P.712左段上から9行目の次に「ク」を追加)

2. 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項」、「特定保険医療材料の定義」の一部改正(保医発0731第2号)(令和7年8月1日適用)

→049 白血球吸着用材料の算定

- (1) (略)
- (2) 潰瘍性大腸炎、関節リウマチ、クローン病、膿疱性乾癬、乾癬性関節炎に対して使用した場合、1日につき1個を限度として算定する。
- (3) 敗血症に対して使用した場合、1日につき3個、一連の治療につき5個を限度として算

定する。

(令和7保医発0731・2) (提要P.982、左段上から5行目に下線部追加、5行目の次に(3)を追加)

→049 白血球吸着用材料の定義

【定義】 次のいずれにも該当する。

- ① (略)
- ② 次のいずれかに該当する。

ア～エ (略)

オ 全身治療における生物学的製剤等の既存の薬物療法が無効である又は適用できない中等症以上の乾癬性関節炎の臨床症状の改善を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器(回路を含む)である。

カ (略)

キ 敗血症と診断され、集学的治療が必要な患者に対して病態の改善を図ることを目的に、体外循環した末梢血から顆粒球等を除去する吸着器(回路を含む)である。

(令和7保医発0731・2) (提要P.971、左段上から23行目を訂正、上から27行目の次に「キ」を追加)

薬価基準の一部改正に伴う留意事項

2025年(令和7年)7月15日 保医発0715第1号

【編注】 7月15日、薬価基準が一部改正されました。令和7年厚生労働省告示第198号、第199号の適用は2025年7月16日です。

このうち「薬価基準の一部改正に伴う留意事項について」について掲載します。

なお、京都府保険医協会では薬価に関する情報提供は行っておりません。今回の薬価改定に関する収載品目及び価格に関する令和7年厚生労働省告示第198号、第199号についてはインターネットの「厚生労働省ホームページ/法令等データベースサービス-登載準備中の新着法令-」を閲覧してください。

→バルバーサ錠3mg、同錠4mg及び同錠5mg

- ① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、FGFR3 遺伝子変異又は融合遺伝子が確認された患者に投与する」とされているので、FGFR3遺伝子変異又は融合遺伝子を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載する。ただし、本剤の初回投与に当

たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載する。

- ② 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「PD-1/PD-L1阻害剤による治療が可能な場合にはこれらの治療を優先する」とされているので、本製剤をPD-1/PD-L1 阻害剤による治療歴のない患者に投与する場合は、本製剤を投与することとした理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

(令和7保医発0715・1)

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱い

2025年(令和7年)7月24日 保医発0724第2号

【編注】7月24日の薬事審議会第二部会において、以下1成分2品目の適応外使用に係る公知申請についての事前評価が行われた結果、当該品目について公知申請を行っても差し支えないとの結論が得られたことを踏まえ、追加予定の効能・効果及び用法・用量が同日より保険適用されました。

一般名：トラメチニブ ジメチルスルホキシド
付加物

販売名：メキニスト錠0.5mg、同錠2mg

会社名：ノバルティスファーマ株式会社

追記される予定の効能・効果：

がん化学療法後に増悪した低異型度漿液性
卵巣癌

追記される予定の効能・効果に関連する注意：

<低異型度漿液性卵巣癌>

本剤の手術の補助療法における有効性及び

安全性は確立していない。

追記される予定の用法・用量：

<低異型度漿液性卵巣癌>

通常、成人にはトラメチニブとして2mg

を1日1回、空腹時に経口投与する。な

お、患者の状態により適宜減量する。

追記される予定の用法・用量に関連する注意：

<低異型度漿液性卵巣癌>

他の抗悪性腫瘍剤との併用について、有効性及び安全性は確立していない。

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱い

2025年(令和7年)7月31日 保医発0731第3号

【編注】7月31日の薬事審議会第一部会において、以下2成分3品目の適応外使用に係る公知申請について事前評価が行われた結果、当該品目について公知申請を行っても差し支えないとの結論が得られたことを踏まえ、追加予定の効能・効果及び用法・用量が同日より保険適用されました。

1. 一般名：リツキシマブ(遺伝子組換え)

販売名：リツキサン点滴静注100mg、同点滴
静注500mg

会社名：全薬工業株式会社

追記される予定の効能・効果：

自己免疫性溶血性貧血

追記される予定の効能・効果に関連する注意：

<自己免疫性溶血性貧血>

診療ガイドライン等の最新の情報を参考に、
本剤の投与が適切と判断される温式又は冷式の
自己免疫性溶血性貧血患者に使用する。

追記される予定の用法・用量：

<自己免疫性溶血性貧血>

通常、リツキシマブ(遺伝子組換え)として1回量
375mg/m²を1週間間隔で4回

点滴静注する。

2. 一般名：インドシアニングリーン

販売名：ジアグノグリーン注射用25mg

会社名：第一三共株式会社

追記される予定の効能・効果(下線部追記)：

○次の疾患におけるセンチネルリンパ節の
同定

乳癌、悪性黒色腫、子宮頸癌、子宮体癌

○リンパ管静脈吻合術に係るリンパ流の評
価

効能・効果に関連する注意(変更なし)

追記される予定の用法・用量(下線部追記)：

<センチネルリンパ節の同定>

乳癌のセンチネルリンパ節の同定においては、
インドシアニングリーンとして25mgを5mLの注射
用水で溶解し、通常5mL以下

を悪性腫瘍近傍又は乳輪部の皮下に適宜分割して投与する。悪性黒色腫のセンチネルリンパ節の同定においては、インドシアニンググリーンとして25mgを5mLの注射用水で溶解し、通常1mLを悪性腫瘍近傍の皮内数箇所に適宜分割して投与する。子宮頸癌及び子宮体癌のセンチネルリンパ節の同定においては、インドシアニンググリーンとして

25mgを20mLの注射用水で溶解し、通常4mLを子宮頸部に適宜分割して投与する。

＜リンパ管静脈吻合術に係るリンパ流の評価＞

インドシアニンググリーンとして25mgを10mLの注射用水で溶解し、通常1mLをリンパ管静脈吻合術を行う肢の皮下又は皮内に適宜分割して投与する。

支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)

2025年(令和7年)7月31日 社会保険診療報酬支払基金

【編注】支払基金は7月31日、「審査の一般的な取扱い事例」第26回を追加しました。

「取扱いを作成した根拠等」の詳細は、社会保険診療報酬支払基金トップページ＞診療報酬の審査＞審査結果の差異に対する取組＞審査の取扱いが統一された事例＞支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)＞支払基金における審査の一般的な取扱い(医科)でご確認ください。

https://www.ssk.or.jp/smph/shinryohoshu/sinsa_jirei/kikin_shinsa_atukai/shinsa_atukai_i/index.html

(第26回・2025年7月31日分)

【入院料等】

605 心不全（NYHAⅠ度及びNYHAⅡ度）

に対する救急医療管理加算1

心不全（NYHAⅠ度及びNYHAⅡ度）に対するA205「1」救急医療管理加算1の算定は、原則として認められない。

606 網膜剥離、眼内炎、眼外傷及び急性緑内

障発作に対する救急医療管理加算1（支払基金・国保統一事例）

入院初日に次の傷病名に対して緊急手術が実施された場合におけるA205「1」救急医療管理加算1の算定は、原則として認められる。

- (1) 網膜剥離
- (2) 眼内炎
- (3) 眼外傷
- (4) 急性緑内障発作

【検査】

607 IgA腎症に対するアルブミン定量(尿)

(支払基金・国保統一事例)

IgA腎症に対するD001「9」アルブミン定量(尿)の算定は、原則として認められない。

608 顆粒球エラスターゼ定性等(子宮頸管粘液)

と癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌

液)(切迫早産)の併算定

切迫早産に対するD004「7」顆粒球エラスターゼ定性(子宮頸管粘液)又は「8」顆粒球エラスターゼ(子宮頸管粘液)とD015「23」癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌液)の併算定は、原則として認められる。

609 慢性腎不全に対する副甲状腺ホルモン

(PTH)(支払基金・国保統一事例)

慢性腎不全に対するD008「29」副甲状腺ホルモン(PTH)の算定は、原則として認められない。

610 手術前検査(梅毒血清反応(STS)定性

等)の算定間隔(支払基金・国保統一事例)

次の手術前検査の算定間隔は、原則として3カ月に1回とする。

- (1) D012「1」梅毒血清反応(STS)定性、「4」梅毒トレポネーマ抗体定性
- (2) D013「1」HBs抗原定性・半定量、「3」HBs抗原
- (3) D013「5」HCV抗体定性・定量

611 入院時検査(HBs抗原定性・半定量等)

の算定間隔(支払基金・国保統一事例)

次の入院時検査の算定間隔は、原則として3カ月に1回とする。

(1) D013「1」HBs抗原定性・半定量、
「3」HBs抗原

(2) D013「5」HCV抗体定性・定量

612 B型慢性肝炎に対するHBc抗体半定量・ 定量 (支払基金・国保統一事例)

B型慢性肝炎の経過観察に対するD013「6」HBc抗体半定量・定量の算定は、原則として認められない。

613 強皮症に対する抗RNAポリメラーゼⅢ抗体 (支払基金・国保統一事例)

強皮症に対するD014「19」抗RNAポリメラーゼⅢ抗体の算定は、原則として認められる。

614 原発性胆汁性胆管炎(経過観察)に対する 抗ミトコンドリア抗体定性及び半定量、抗ミト コンドリア抗体定量

原発性胆汁性胆管炎の単なる経過観察のためのD014「21」抗ミトコンドリア抗体定性及び半定量、D014「22」抗ミトコンドリア抗体定量の算定は、原則として認められない。

615 ANCA関連血管炎に対するPR3-AN CAとMPO-ANCAの併算定

ANCA関連血管炎に対するD014「33」抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体(PR3-ANCA)とD014「32」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)の併算定は、原則として認められる。

616 血清補体価(CH₅₀)等(悪性関節リウマチ等)

①次の傷病名に対するD015「4」血清補体価(CH₅₀)、「8」C₃又はC₄の算定は、原則として認められる。

- (1) 悪性関節リウマチ
- (2) 関節リウマチ

②悪性関節リウマチに対するD015「4」血清補体価(CH₅₀)、「8」C₃及びC₄の併算定は、原則として認められる。

617 癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分 泌液)(切迫早産診断時)の算定間隔 (支払基金・ 国保統一事例)

妊娠満22週以上満33週未満の切迫早産の診断時におけるD015「23」癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腔分泌液)の算定は、原則として入院・外来にかかわらず週1回まで認められる。

618 超音波検査(断層撮影法)(下肢血管)(下 肢動脈閉塞症等)

次の傷病名に対するD215「2」ロ(2)超

音波検査(断層撮影法)(下肢血管)の算定は、原則として認められる。

- (1) 下肢動脈閉塞症
- (2) 下肢静脈血栓症(疑い含む)
- (3) 下肢静脈瘤(疑い含む)
- (4) 深部静脈血栓症(DVT)(疑い含む)

619 超音波検査(断層撮影法)(その他(頭頸 部、四肢、体表、末梢血管等))(甲状腺癌等)

①次の傷病名に対するD215「2」ロ(3)超音波検査(断層撮影法)(その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等))の算定は、原則として認められる。

- (1) 甲状腺癌
- (2) 状腺腫瘍疑い
- (3) 甲状腺腫瘍
- (4) 甲状腺腫(結節性)
- (5) 甲状腺腫(単純性・びまん性)
- (6) 甲状腺機能低下症・橋本病
- (7) 慢性甲状腺炎
- (8) 甲状腺機能亢進症・バセドウ病
- (9) 急性化膿性甲状腺炎
- (10) 亜急性甲状腺炎
- (11) 続発性副甲状腺機能亢進症
- (12) 頸動脈狭窄症
- (13) 頸動脈硬化症
- (14) 先天性股関節脱臼
- (15) 肩腱板断裂
- (16) アキレス腱断裂
- (17) 滑膜炎
- (18) 滑液包炎
- (19) 単径ヘルニア
- (20) 関節リウマチ
- (21) ベーカーのう腫
- (22) 軟部腫瘍
- (23) 皮下腫瘍
- (24) 頭部、頸部腫瘍
- (25) 血腫
- (26) 頸部腫瘍
- (27) アテローム
- (28) ガングリオン
- (29) 肛門部膿瘍・肛門部皮下腫瘍
- (30) 精巣腫瘍(疑い含む)
- (31) 乳癌
- (32) 乳腺症
- (33) 腋窩腫瘍

- (34) 網膜剥離
 - (35) 眼内腫瘍
 - (36) 眼窩疾患
 - (37) 眼窩内異物
 - (38) 他の検査で眼底所見の確認ができない場合の白内障・前房出血・網膜剥離疑い・硝子体疾患
- ②次の傷病名に対するD215「2」ロ(3)超音波検査(断層撮影法)(その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等))の算定は、原則として認められない。
- (1) 高血圧症
 - (2) 高脂血症
 - (3) 糖尿病
 - (4) 手指ひょう疽
 - (5) 表在性皮膚感染症

620 超音波検査(断層撮影法)(その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等))(透析シャント狭窄等) (支払基金・国保統一事例)

次の傷病名に対するD215「2」ロ(3)超音波検査(断層撮影法)(その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等))の算定は、手術の実施に関わらず原則として認められる。

- (1) 透析シャント狭窄(疑い含む)
- (2) 透析シャント閉塞(疑い含む)

621 肝硬度測定(アルコール性肝炎等)

次の傷病名に対するD215-2肝硬度測定の算定は、原則として認められる。

- (1) アルコール性肝炎
- (2) 非アルコール性脂肪性肝炎(NASH)
- (3) B型慢性肝炎
- (4) C型慢性肝炎

622 子宮頸管粘液採取と細胞診(婦人科材料等によるもの)(子宮腔部びらん等) (支払基金・国保統一事例)

次の傷病名に対するD418「1」子宮頸管粘液採取とN004細胞診「1」婦人科材料等によるものの算定は、原則として認められる。

- (1) 子宮腔部びらん
- (2) 子宮頸部異形成
- (3) 子宮頸癌疑い

623 子宮腔部組織採取(子宮腔部癌疑い等) (支払基金・国保統一事例)

次の傷病名に対するD418「2」子宮腔部組織採取の算定は、原則として認められる。

- (1) 子宮腔部癌疑い
- (2) 子宮断端癌疑い

624 子宮内膜組織採取等(子宮内膜ポリープ等) (支払基金・国保統一事例)

- ①子宮内膜ポリープに対するD418「3」子宮内膜組織採取の算定は、原則として認められる。
- ②子宮体癌疑いに対するD418「3」子宮内膜組織採取とN000病理組織標本作製「1」組織切片によるものの算定は、原則として認められる。
- ③子宮体癌に対するD418「3」子宮内膜組織採取とN004細胞診「1」婦人科材料等によるものの算定は、原則として認められる。
- ④次の傷病名に対するD418「3」子宮内膜組織採取とN000病理組織標本作製「1」組織切片によるものの算定は、原則として認められない。
- (1) 不妊症
- (2) 更年期出血

【画像診断】

625 ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影

- ①次の傷病名に対するE101-2ポジトロン断層撮影又はE101-3ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の算定は、原則として認められる。
- (1) 多発性骨髄腫
- (2) 原発不明癌
- (3) 悪性腫瘍(早期胃癌を除く)の術後
- ②悪性腫瘍の疑いに対するE101-2ポジトロン断層撮影又はE101-3ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影の算定は、原則として認められない。

【投薬】

626 メルカプトプリン水和物(顕微鏡的多発血管炎等) (支払基金・国保統一事例)

次の傷病名に対するメルカプトプリン水和物(ロイケリン散)の算定は、原則として認められない。

- (1) 顕微鏡的多発血管炎
- (2) 結節性多発動脈炎
- (3) 多発血管炎性肉芽腫症
- (4) 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
- (5) 大動脈炎症候群
- (6) 全身性エリテマトーデス

- (7) 多発性筋炎
- (8) 皮膚筋炎
- (9) 強皮症
- (10) 混合性結合組織病

627 ジピリダモール製剤(腎疾患等)**(支払基金・国保統一事例)**

次の傷病名に対するジピリダモール製剤(ペルサンチン錠等)の算定は、原則として認められない。

- (1) 腎疾患
- (2) 糖尿病性腎症(第1・2・5期)
- (3) 慢性腎不全
- (4) 蛋白尿
- (5) 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
- (6) 顕微鏡的多発血管炎
- (7) クリオグロブリン腎症

628 ジラゼブ塩酸塩水和物錠(腎疾患等)**(支払基金・国保統一事例)**

次の傷病名に対するジラゼブ塩酸塩水和物錠(コメリアンコーワ錠等)の算定は、原則として認められない。

- (1) 腎疾患
- (2) 糖尿病性腎症(第1・2・4・5期)
- (3) 慢性腎不全

629 ブロムヘキシシン塩酸塩(吸入液)(COPD)**(支払基金・国保統一事例)**

慢性閉塞性肺疾患(慢性気管支炎・肺気腫)に対するブロムヘキシシン塩酸塩(吸入液)(ブロムヘキシシン塩酸塩吸入液0.2%)の算定は、原則として認められる。

630 肝機能障害に対するウルソデオキシコール酸の投与量

肝機能障害に対するウルソデオキシコール酸(ウルソ錠等)の投与量は、原則として1日300mgまで認められる。

631 単なる慢性肝炎に対するウルソデオキシコール酸の投与量**(支払基金・国保統一事例)**

単なる慢性肝炎に対するウルソデオキシコール酸(ウルソ錠等)の投与量は、原則として300mgまで認められる。

632 逆流性食道炎に対するプロトンポンプ・インヒビター(PPI)の屯服薬**(支払基金・国保統一事例)**

逆流性食道炎に対するプロトンポンプ・インヒビターの屯服としての算定は、原則として認

められない。

633 間質性肺炎の傷病名がない多発性筋炎、皮膚筋炎に対するタクロリムス水和物カプセル**(支払基金・国保統一事例)**

間質性肺炎の傷病名がない多発性筋炎、皮膚筋炎に対するタクロリムス水和物(プログラフィカプセル等)の算定は、原則として認められない。

【注射】**634 フルオロウラシル(注射薬)(尿道癌等)****(支払基金・国保統一事例)**

次の傷病名に対するフルオロウラシル(注射薬)(5-FU注等)の算定は、原則として認められない。

- (1) 尿道癌
- (2) 腎盂癌

【処置】**635 創傷処置(挫創)(支払基金・国保統一事例)**

挫創に対するJ000創傷処置「1」100平方センチメートル未満の算定は、原則として認められる。

636 創傷処置(痔瘻、痔核)(支払基金・国保統一事例)

- ①手術を要しない痔瘻に対するJ000創傷処置の算定は、原則として認められる。
- ②手術を要しない痔核に対するJ000創傷処置の算定は、原則として認められない。

637 いぼ等冷凍凝固法(伝染性軟属腫)**(支払基金・国保統一事例)**

伝染性軟属腫に対するJ056いぼ等冷凍凝固法の算定は、原則として認められない。

638 鼻処置(副鼻腔炎等)

- ①副鼻腔炎(急性・慢性)に対するJ097鼻処置(鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む)の算定は、原則として認められる。
- ②次の傷病名に対するJ097鼻処置(鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む)の算定は、原則として認められない。

- (1) 急性咽頭炎
- (2) 咽頭炎
- (3) 急性上気道炎(6歳以上の患者)
- (4) 慢性上気道炎

【手術】**639 前腕における同日のK044骨折非観血的整復術とK046骨折観血的手術の併算定****(支払基金・国保統一事例)**

前腕における同日のK044骨折非観血的整復術とK046骨折観血的手術の併算定は、原則として認められない。

640 内視鏡的膵管ステント留置術時の胆道ステントセット (支払基金・国保統一事例)

K708-3 内視鏡的膵管ステント留置術時の胆道ステントセットの算定は、原則として認められない。

【病理診断】

641 細胞診 (婦人科材料等によるもの) (子宮頸

管炎) (支払基金・国保統一事例)

子宮頸管炎に対するN004 細胞診「1」婦人科材料等によるものの算定は、原則として認められない。

642 細胞診 (婦人科材料等によるもの) の算定回数 (支払基金・国保統一事例)

子宮頸部と子宮腔部に対するN004細胞診「1」婦人科材料等によるものの2回の算定は、原則として認められない。

電子処方箋の用法マスタの改訂

2025年(令和7年)7月1日 厚生労働省医薬局総務課 事務連絡

【編注】処方箋には用法の記載が必要ですが、電子処方箋の場合、用法については電子処方箋の用法マスタから用法コードを選択し設定する必要があります。この用法マスタについて、一部標準用法規格に準拠していない用法が用いられていたことから、標準化されたコードが用いられるよう、電子処方箋の用法マスタの改訂が行われます。改訂の概要やスケジュールについては、以下のとおりです。

詳細は「医療機関等向け総合ポータルサイト」にてご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010044



電子処方箋の用法マスタの改訂作業の概要

○電子処方箋用法マスタの改訂作業は、旧用法マスタの用法コードを一定の基準・考え方のもとで削除し、また、充足していなかったコードの拡充(追加)を行いました。

[削除]

- ・投与経路(内服・外用等の別)を指定しない用法
- ・用法コードとは別の欄(用法補足レコード)で補足情報が必要となり日本医療情報学会より標準用法規格に準拠していないと指摘を受けた用法
- ・標準用法用語集に存在しない用法
- ・臨床上使用される頻度が極めて低いと考えられる用法、再検討(コードの作り直し)が必要な用法

[追加]

- ・服用時刻を指定する用法等(標準用法規格に準拠したコード拡充)
- ・元々充足していなかった舌下用法、バック

ル用法、口腔内塗布用法

- ・注射・注入用法(院内処方・電子カルテ情報共有サービスでも本マスタを用いるため)
- ・標準用法規格から外れるが、医療現場の運用上必要と考えられる用法(適用ガイド用法)

電子処方箋の用法マスタの切替スケジュールについて

【2025年11月～2026年7月末】

- ・医療機関において、新マスタへの切替対応を行っていただくための期間です。
(注)2026年7月末までは、一部を除いた旧マスタの利用が可能です。

【2026年8月～】

- ・旧マスタの用法は利用不可となりますので、新マスタに沿った運用が必要です。

電子処方箋の用法マスタの切替の留意点

既に運用開始済みの医療機関の方

- 類型2のコード(計44件)を使用している

場合は、2025年11月1日に類型2のコードの用法名称の変更を行ってください。

11月1日に変更することが難しい場合は、類型2のコードを2025年11月より数日前に任意の用法（ダミーコード+任意のテキスト情報で記述されるもの）に変更を行った後、2025年11月以降に設定変更を行ってください。

- 2025年11月～2026年7月末までに、類型3のコードを新マスタのいずれかのコード^(※)に設定変更を行ってください。

(※) マスタに使用できるものがない場合には、任意の用法（ダミーコード+任意のテキスト情報で記述されるもの）を使用することができますが、できるだけマスタ上のコードから設定してください。

これから運用開始する医療機関の方へ

【2025年11月までに導入する場合】

- 類型1のコードまたは任意の用法（ダミーコード+任意のテキスト情報で記述されるもの）で設定を行ってください。2025年11月以降は、新マスタのコードも利用可能になります。

【2025年11月以降に導入する場合】

- 新マスタのコードの利用を基本とし、利用できない場合にかぎり、任意の用法（ダミーコード+任意のテキスト情報で記述されるもの）で記述ください。